

● あおばこども園 (重要事項説明書)

* 令和8年4月1日

① 事業者 (運営法人)

設置者：社会福祉法人 鏡福祉会 (しゃかいふくしほうじん かがみふくしかい)
 代表者名：理事長 小林 洋造
 所在地：〒720-2413 広島県福山市駅家町大字法成寺51番地1
 電話番号：TEL 084-972-6756
 HP：https://kagamifukushikai.jp/

② 事業の目的

1. 事業の目的

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(以下「認定こども園法」という)に基づき、小学校就学前の子どもに対し義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適度な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

2. 事業の運営方針

(1) 当園は、「社会福祉法人鏡福祉会」の理念に基づき、教育・保育の一体的な提供を通して就学前の教育・保育を発達段階に応じて実施します。

「生きる力を培う」

- (1) 基本的な生活習慣を身に付け強い心と身体をもった子
- (2) 友だちを大切にありがとうが出来る子
- (3) 豊かな感性と好奇心・創造性をもった子
- (4) 人の話が聞け、自分の思いが表現できる子
- (5) 友だちと一緒に最後まで頑張れる子

(2) 当園は、子どもたちの健やかな育ちを実現することを目的として、地域の子育て家庭を対象にした子育ての支援を実施します。

(3) 当園は、「福山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「福山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」(以下「運営基準条例」という。)その他関係法令に基づいて、適切に事業の運営を行います。

(4) 当園は、前条の目標を達するため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供します。

(5) 通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育・保育を行います。

- (1) 延長保育事業
- (2) 障がい児保育事業
- (3) 乳児等通園支援事業

(6) 当園は、在園児以外の地域の子育て家庭の支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施します。

- (1) 地域子育て支援拠点事業
- (2) 一時預かり事業

③ あおばこども園 概要

1. 概要

施設名称：あおばこども園
 所在地：〒720-1131 広島県福山市駅家町大字万能倉463番地1
 電話番号：TEL 084-976-1242 FAX 084-976-8323
 E-mail：ekih06@diary.ocn.ne.jp
 認可日：平成18年4月1日(保育園)、令和3年4月1日(認定こども園)
 施設長名：園長 後迫 美香
 職員数：45名(令和8年4月1日現在)

2. 利用定員

- (1) 認可定員：183名(令和8年4月1日)
- (2) 利用定員：183名(令和8年4月1日)

| 年齢区分 | 学級編成 | 1号認定の幼児(人) | 2号・3号認定の乳幼児(人) | 利用定員の合計(人) |
|------|------|------------|----------------|------------|
| 0歳児 | 1クラス | / | 18 | 78 |
| 1歳児 | 2クラス | | 30 | |
| 2歳児 | 2クラス | | 30 | |
| 3歳児 | 2クラス | 5 | 30 | 105 |
| 4歳児 | 1クラス | 5 | 30 | |
| 5歳児 | 1クラス | 5 | 30 | |
| 計 | 9クラス | 15 | 168 | 183 |

- (3) 教育保育年齢：生後55日後 ～ 就学前の児童

3. クラス編成 * 3歳児未満

(令和8年4月1日予定)

| | こあら組 0歳児 | うさぎ組 1歳児 | ばんだ組 1歳児 | さくらんぼ組 2歳児 | もも組 2歳児 | 合計 (人) |
|--------|-------------|-------------|-------------|---------------|------------|-----------|
| 4月当初 | 2・3号 | 5 | 7 | 14 | 15 | 56 |
| 最終受入可能 | 2・3号 | 15 | 9 | 15 | 15 | 69 |
| | 1号 | - | - | - | 2 | 4 |
| | 合計 | 15 | 9 | 15 | 17 | 73 |

* 3歳児以上

| | いちご組 3歳児 | りんご組 3歳児 | みかん組 4歳児 | ぶどう組 5歳児 | | 合計 (人) |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|----|-----------|
| 4月当初 | 2・3号 | 15 | 15 | 29 | 29 | 88 |
| | 1号 | 2 | 2 | 6 | 5 | 15 |
| 最終受入可能 | 2・3号 | 15 | 15 | 29 | 29 | 88 |
| | 1号 | 2 | 2 | 6 | 5 | 15 |
| | 合計 | 17 | 17 | 35 | 34 | 103 |

4. 教育・保育の提供を行う日(学期を含む)及び時間、提供を行わない日

| | 1号子ども | 2・3号子ども |
|----------------|---|--|
| 教育・保育の提供を行う日 | 月曜日～金曜日 第1学期 4月1日から 8月31日 第2学期 9月1日から 12月31日 第3学期 1月1日から 3月31日 | 月曜日～土曜日 第1学期 4月1日から 8月31日 第2学期 9月1日から 12月31日 第3学期 1月1日から 3月31日 |
| 教育・保育を行う時間 | ●教育時間 8:30～13:30 預かり保育(月～金) 7:00～8:29 13:31～19:00 一日預かり保育(土曜日・長期休業日) 7:00～19:00 | ●保育標準時間 7:00～18:00 延長保育 18:01～19:00 ●保育短時間 8:00～16:00 延長保育 7:00～7:59 16:01～19:00 |
| 教育・保育の提供を行わない日 | 日曜日・国民の祝日・土曜日、等 夏季休業日 8月10日～8月16日 冬季休業日 12月28日～1月5日 春季休業日 3月25日～3月31日 ※ただし、上記の期間であっても、園の指定する日や行事等の日は、預かり保育料のかからない登園日を設定することがあります。 | 日曜日・国民の祝日、等 |

- (2) 入園当初、お子さんが無理なく新しい環境に慣れ、スムーズに園生活が始められるよう、一定期間、保育時間を短縮する「ならし(なれ)保育」が必要な場合は、ご協力をお願いします。
- (3) 延長保育や預かり保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途利用料が必要となります。

5. 施設の概要

| | | | | | | |
|-----------|--------------------------|----------|-----|--------|-------------|----------|
| 敷地面積 | 3757.05㎡ | | | | | |
| 建物(延べ床面積) | 1485.125㎡(鉄骨造2階建、鉄骨造平屋建) | | | | | |
| 施設の内容 | 保育室(6室) | 391.647㎡ | 調理室 | 52.00㎡ | その他(廊下含む) | 364.282㎡ |
| | 遊戯室 | 60.00㎡ | 調乳室 | 5.00㎡ | その他(2階アール他) | 99.47㎡ |
| | 乳児室(ほふく室含む) | 183.20㎡ | | | 屋外運動場 | 2371.39㎡ |
| | 子育て支援室 | 85.871㎡ | 医務室 | 16.00㎡ | 駐車場その他 | 1916.00㎡ |
| | 一時保育室 | 70.00㎡ | 事務室 | 40.00㎡ | | |
| | 便所 | 105.655㎡ | 相談室 | 12.00㎡ | | |
| 設備の内容 | 冷暖房(空調)・電化厨房・送迎用駐車場完備 | | | | | |

6. 職員体制

| 職 種 | 員 数 | 職 務 内 容 |
|------------|------|---|
| (1) 園長 | 1 | 園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。 |
| (3) 副園長 | 1 | 副園長は、園長を助け、園務を整理し、並びに必要に応じ園児の教育及び保育をつかさどる。また、園長に事故があるときは園長の職務を代理し、園長が欠けたときは園長の職務を行う。 |
| (4) 主幹保育教諭 | 2 | 主幹保育教諭は、園児及び地域の就学前子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行うとともに、園長又は副園長を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。 |
| (5) 保育教諭 | 31以上 | 保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどり、教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。 |
| (7) 調理員 | 6 | 調理員は、献立に基づき、給食及びおやつを調理する。 |
| (8) 嘱託医 | 1 | 嘱託医は、園児の健康管理業務を行う。 |
| (9) 嘱託歯科医 | 1 | 嘱託歯科医は、園児の歯に関する健康管理業務を行う。 |
| (10) 嘱託薬剤師 | 1 | 嘱託薬剤師は、当園における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する |
| (12) 事務職員 | 1以上 | 事務職員は、事務又は園の諸用務に従事する。 |

- (2) 前項に定めるもののほか、必要に応じ、臨時にその他の職員を置くものとする。

7. 保護者の負担

(1) 保育料、給食費他

| | 3歳児～5歳児の1号子ども | 3歳児～5歳児の2号子ども | 0歳児～2歳児 |
|----------------------------|-------------------------------------|---|--|
| 保育料 | 無料 | 無料 | 福山市が市町村民税に基づく、保育料徴収金基準額表にて所得に応じた利用者負担を決定 |
| 給食費 | 副食費 3,800円(月額) 主食費 900円(月額) | 副食費 月～金曜: 4,000円(月額) 月～土曜: 4,800円(月額) *土曜日1食: 300円(主食費含む) 主食費 月～金曜: 900円(月額) 月～土曜: 1,100円(月額) | 保育料に給食費も含まれる |
| 保護者会費 | 400円(月額) | 400円(月額) | 400円(月額) |
| 実費徴収 ※別途 用品注文表 参照 | 入園時や進級時に別途1,000円～23,000円程度(最大)の用品購入 | 入園時や進級時に別途1,000円～23,000円程度(最大)の用品購入 | 入園時や進級時に別途1,000円～23,000円程度(最大)の用品購入 |

※3歳児～5歳児の1号・2号子どもの給食費は特定感染症等で2週間以上休園した場合、半額とする。

※英会話 3歳児(月額260円) 4・5歳児(月額350円)を諸経費と一緒に徴収(英会話は月2回外国人講師により指導)

(2) 延長保育料(2・3号認定児童) 園児の1日の活動内容表、参照

| 項目 | 内容(負担を求める理由・目的) | | 利用料 | | 備考 |
|-------|-----------------|---------------|--------|----------|--------------|
| 延長保育 | 保育標準時間を超える保育料 | 18時01分～19時00分 | 日額 | 100円/15分 | おやつ代含む |
| | | 18時01分～18時30分 | 月額 | 2,500円 | |
| | | 18時01分～19時00分 | 月額 | 5,000円 | |
| | 保育短時間を超える保育料 | 開所～7時59分 | 日額 | 100円/15分 | 18時以降はおやつ代含む |
| | | 16時01分～19時00分 | 日額 | 100円/15分 | |
| | | 1時間延長 | 月額 | 3,200円 | |
| 2時間延長 | | 月額 | 4,000円 | | |
| | 3時間延長 | 月額 | 5,000円 | | |

※兄弟減免なし、所得による減免制度あり

(3) 一時預かり事業(一般型)保育料(全児、完全給食を実施 ※主食費(白ごはん)含む)

| 項目 | 内容(負担を求める理由・目的) | | 利用料 | | 備考 |
|------------|-----------------|---------------|-----|--------|----------|
| 一時預かり(一般型) | 0歳児(生後6ヶ月から) | 8時00分～16時00分 | 日額 | 2,500円 | 給食、おやつ含む |
| | | 8時00分～13時00分 | 日額 | 1,400円 | 給食、おやつ含む |
| | | 12時00分～16時00分 | 日額 | 1,050円 | おやつ含む |
| | 1・2歳児 | 8時00分～16時00分 | 日額 | 2,300円 | 給食、おやつ含む |
| | | 8時00分～13時00分 | 日額 | 1,300円 | 給食、おやつ含む |
| | | 12時00分～16時00分 | 日額 | 950円 | おやつ含む |
| | 3歳児以上 | 8時00分～16時00分 | 日額 | 2,050円 | 給食、おやつ含む |
| | | 8時00分～13時00分 | 日額 | 1,200円 | 給食、おやつ含む |
| | | 12時00分～16時00分 | 日額 | 850円 | おやつ含む |

※兄弟減免あり

(4) 一時預かり事業(幼稚園型I)保育料(1号認定児童) 園児の1日の活動内容表、参照

| 項目 | 内容(負担を求める理由・目的) | | 利用料 | | 備考 |
|--------------|--------------------------|---------------------------|----------|----------|------------|
| 一時預かり(幼稚園型I) | 通常期間の教育時間を超える保育料 平日(月～金) | 7時00分～8時29分 | 日額 | 100円/15分 | おやつ代含む |
| | | 7時00分～8時29分 | 月額 | 3,600円 | |
| | | 7時30分～8時29分 | 月額 | 3,200円 | |
| | | 13時31分～16時00分 | 日額 | 0円 | |
| | | 16時01分～19時00分 | 日額 | 100円/15分 | |
| | | 1時間延長 | 月額 | 3,200円 | |
| | 2時間延長 | 月額 | 4,000円 | | |
| | 3時間延長 | 月額 | 5,000円 | | |
| | 長期休暇および土曜日の保育料 | 8時30分～16時00分(1日預かり保育) | 日額 | 750円 | 保育料 |
| | | 8時30分～13時00分(半日預かり保育・午前) | 日額 | 450円 | 保育料 |
| | | 12時00分～16時00分(半日預かり保育・午後) | 日額 | 350円 | 保育料 |
| | 長期休暇および土曜日の延長保育料 | 7時00分～8時29分 | 日額 | 50円 | おやつ代(給食なし) |
| | | 7時00分～8時29分 | 日額 | 100円/15分 | 保育料 |
| | 16時01分～19時00分 | 日額 | 100円/15分 | 保育料 | |

※兄弟減免なし

※就労・産前産後等の要件が認められた場合は預かり保育料が日額450円(月額上限11,300円)まで無償になります。

(5) 徴収方法

- ・保育料、給食費、その他の利用料(延長保育料など)と諸経費(保護者会費ほか)などを一括して請求します。
- ・お支払いは、指定金融機関(JA)に口座を開設していただき、引き落としさせていただきます。(引落日:毎月27日)
- ・所定の期日に振替ができなかった場合は、保護者のご負担で期日までに園指定の口座にお振込みをお願いします。
- ・諸事情により、長期(2ヶ月以上)で滞納された場合は、必ずお支払い計画について園と相談をお願いします。

8. 給食・食育について

| | |
|------------|---|
| 実施方法 | 全児、完全給食を実施 |
| 給食の方針 | 園独自の献立表を作成 |
| アレルギー等への対応 | 医師の所定の指示書に基づき、アレルギー除去食を提供 |
| 栄養相談 | 入園時やクラス懇談で栄養士による栄養相談を実施 |
| 食育計画・食育指導 | ・0歳児から5歳児まで、食育指導計画に基づき適宜クッキング保育を実施 ・実際の食材にふれて食育指導を実施(適宜) |

9. 健康診断・保健指導等について

(1) 健康診断

| | |
|------|----------------------------|
| 医科健診 | 全園児 年2回実施します。※途中入園時も実施します。 |
| 歯科健診 | 全園児 年2回実施します。※途中入園時も実施します。 |

(2) 身体測定

毎月、全園児実施します。

(3) その他

尿検査、聴覚検査を随時行います。

(4) 保健指導

保健日より保健啓発を行います。

10. 年間行事予定 ※別紙参照

11. 毎日の流れ ※別紙参照

12. 緊急時の対応等

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先へ速やかに連絡します。

13. 非常災害時・防犯・交通安全・事故防止の対応

| | |
|-----------|--|
| 非常時の対応 | 消防計画により対応 |
| 防火管理者 | 後迫 美香 |
| 防災設備 | 自動火災報知機 有 誘導灯 有 非常警報装置 有 カーテン、建具等の防災処理 有 |
| 避難・消火訓練指導 | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施 |
| 防犯体制 | ・セコムによる緊急通報システム導入(年間1回 警察への通報試験) ・防犯カメラ4台 ・毎月1回の防犯訓練を実施(さすまた、カラーボールなど防犯用品の整備) |
| 交通安全指導 | 3歳以上毎月1回交通安全指導を実施 3歳児未満適宜実施 |
| 安全管理 | ・毎月1回施設職場の安全点検を実施 |

14. 相談・苦情に関する受付

| | |
|-------|-------------------------------|
| 苦情の窓口 | ・苦情受付担当者 川合 裕子 ・苦情解決責任者 後迫 美香 |
| 第三者委員 | 佐藤勢子 阿部良子 |

15. 園児に対する保険

| 保険の種類 | 保険の内容 |
|---------------------------|--|
| 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付 | 国、学校(含認定こども園)の設置者、保護者の三者による互助共済制度です。園の管理下での負傷により受診した際、一定額以上療養費を支払った場合は、センターから医療費給付が受けられる。加入の手続きは園で一括して行う。受診料は保護者が後日支払う。給付金が入金されたら園から保護者へ支払う。 |
| 保育園総合保険(園任意保険)(社福) 日本保育協会 | 保育園児等傷害保険(通院1日につき1,300円のお見舞金等)等 保育園賠償保険(最大10億円)等 |

16. 利用にあたってのその他の留意事項

| | |
|-----------|---|
| 禁止事項・制限事項 | ・内服薬、外用薬、目薬等の投薬は原則として行いません。 ・他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はできません。 |
| 利用契約 | ・入園前に利用契約を締結し、必要に応じていつでも利用契約を解除することが出来ます。 |

17. その他

| | |
|-------------|---------------------------------------|
| その他の福祉事業の種類 | ・地域子育て支援拠点事業 |
| 職員への研修実施状況 | 職種、経験に基づきキャリアパスを設定し、必要な専門研修と処遇改善を行う。 |
| 自己評価の概要 | 職員による教育・保育内容などの事後評価を年1回実施し、能力の向上に努める。 |
| 第三者評価の概要 | 5年に1回、受審し、その結果をHP等で公表する。 |
| 個人情報の取扱い | ※別紙参照 |
| 園児記録の情報開示 | 保護者の開示依頼及び専門医師の開示依頼があった場合のみ開示する。 |
| 囑託医等 | 内科: 井上 晃 / 歯科: 門利 哲也 / 薬剤師: 橋高 智子 |